●地方税法

第二十二条の二十八（間接地方税に関する犯則事件についての通告処分等）

（略）

２　地方団体の長は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに検察官に告発しなければならない。

**一**　情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

　二　（略）

３―６　（略）

第百四十四条の三十二（製造等の承認を受ける義務等）

元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

一　軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二―四　（略）

２―10　（略）

第百四十四条の三十三（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）

　　前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２―５　（略）

６　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前各項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に対して当該各項の罰金刑を科する。

　一　第一項の違反行為　三億円以下の罰金刑

　二―四　（略）

７　（略）

●刑法

第六十条（共同正犯）

　　二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。